


令和 5年 4月 1日

松山市議会議長

渡部克彦様

議員名 工形昌弘 

令和4年度（6～3月分）政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度（6～3月分）政務活動費収支報告書を提出します。

令和4年度(6～3月分)政務活動費収支報告書

議員 上杉 昌弘

1. 収 入

政務活動費 1,020,000 円  
 利 息 7 円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	184,048	ガソリン代・携帯電話代等
研 修 費	20,000	松山市議会観光振興議員連盟会費等
広 報 費	0	
広 聴 費	33,953	NHK放送受信料・CATV料金
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	34,000	愛媛新聞購読料
人 件 費	0	
事務所費	0	
合 計	272,001	

3. 残 額 748,006 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和4年度(6~3月分) 科目別集計表

科目名				
調査研究費				
日付	内容	支出金額	備考	整理番号
10/2	インクジェット・印画紙代	10,073 円		1
2/8	福岡市・鹿児島県特産品協会視察	85,626 円		2
3/31	ガソリン代	58,000 円		3
3/31	携帯電話代	30,349 円		4
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合計		184,048 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

# 支出伝票

債務確定日(※)	令和4年10月2日	整理番号	1	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用途及び内容等	インジット. 印画紙代			
金額	10073 円	按分率	100 %	
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年10月2日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

## 領収証

No. 00897017

発行日: 2022年10月2日

上柳昌弘 様

取引年月日	レシNo.	シシートNo.
2022年10月2日	4070	4070
20 年 月 日		

金額

¥1,0073

お支払い方法

現金	<input type="checkbox"/>	電子マネー	<input type="checkbox"/>
商品券等	<input type="checkbox"/>	ポイント	<input type="checkbox"/>
クレジット等	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

但し、インジット. 印画紙  食品代(軽減税率対象)代として

上記金額正に領収いたしました。

DCM株式会社

東京都品川区南大井6-22-7 大森ベルポートE館  
03-5764-5211

内訳

税率 10%	金額(税込)	¥10073
	消費税額等	¥975
税率 8%	金額(税込)	
	消費税額等	

DCM 垣生店

TEL(089)965-1718  
FAX(089)965-1719

印紙税申告納  
付につき品川  
税務署承認済

取扱者印



※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式5)

## 支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	令和5年2月8日	整理番号	2
科 目	<del>調査研究費</del> 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
用 務	福岡市・鹿児島県特産品協会視察		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	420 円	100 %
	宿 泊 費	200 円	100 %
	パ ッ ク 代 金	75,730 円	100 %
	そ の 他	9,276 円	100 %
	合 計	85,626 円	%
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	令和5年2月15日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。



# 領 収 証

No B- 371994

DATE 西暦 2023 年 2 月 15 日

旅客CD XXXXXXXXXX

FORM OF PAYMENT	
現金 C.A.S.H	✓ ¥ 75,730
クレジットカード	
金券	
金融機関 振込	
小切手 CHECK	

RECEIVED FROM 上杉昌弘 様

領収金額  
THE SUM OF ¥ 75,730-

但し FOR 視察旅費として

上記金額正に領収いたしました  
The above sum has been duly received.

**フジ・トラベル・サービス**  
〒790-0065 愛媛県松山市宮西一丁目5番10号  
松山支店 TEL (089)947-8780 FAX (089)947-2262

**領収書**

上杉昌弘 様

ご利用日付 2023年02月06日  
時刻 12時10分  
券番号: 8640  
取引内容: 乗車券購入 金210円

伝票番号: 18138

・ご利用ありがとうございます。  
地) 博多駅 券CO5発行  
福岡市地下鉄

交通費

**領収書**

上杉昌弘 様

ご利用日付 2023年02月06日  
時刻 14時28分  
券番号: 3112  
取引内容: 乗車券購入 金210円

伝票番号: 41607

・ご利用ありがとうございます。  
天神駅 券CO4発行  
福岡市地下鉄

交通費

# 上島珈琲店

"PRECIOUS COFFEE MOMENTS"  
Est. 1933, Kobe

アミュエスト店 092-461-0110  
お客様相談窓口 078-306-0866  
店No-000000004009-0001  
2023/02/06 (月) 14:57

Eat-IN  
アットR  
@480 x 2個 ¥960

合計 2点 ¥960  
(内消費税等 ¥87)  
10%対象 ¥960  
(標準税率 ¥87)  
現金お預り ¥1,060  
お釣り ¥100

お客様 0028  
会計担当 001  
No0147747



[領収書]  
UNIVERSAL CAFE  
Carpe  
福岡県福岡市中央区  
天神1-8-1-1F  
TEL:080-7064-4015

2023/02/06 12:31:39  
レジ:0001 担当:0002  
取引No:000120230206122548946

またのお越しを  
お待ちしております！

\*オリジナルブレンドコーヒー テ

¥390 2点 ¥780

小計 2点 ¥780

合計 ¥780  
(8%軽減対象 ¥780)  
現金 ¥1,000  
お預り ¥1,000  
お釣り ¥220

\*印は軽減税率(8%)適用商品

上記正に領収いたしました

電子レシートをメールで受け取る



※会計時のお店の通信状況により  
受け取れない場合があります。

# セブン-イレブン

キヨスク広島新幹線下りホーム西店  
広島県広島市南区松原町1-2

電話: 082-262-0713 ｼﾞｯ#1

2023年02月06日(月) 10:59 責026

## 領収書

こうじ味噌マヨ野菜スティック \*250

小計(税抜8%) ¥250  
消費税等(8%) ¥20

合計 ¥270  
(税率8%対象 ¥270)  
(内消費税等8% ¥20)

お預り ¥500  
お釣り ¥230

お買上明細は上記のとおりです。  
[\*]マークは軽減税率対象です。

上記正に領収しました(消費税等)  
〒732-0042  
広島市東区矢野5丁目1-2  
広島府当 株式会社  
TEL 082-286-0181  
※原票上の記載の場合、印面を内訳に折って保管願います。

¥1,370-  
¥101-を含みます)

2023年 2月 6日(月)

上島珈琲店 領収証  
No. 00000001: 1  
取引No 3630 3点買

2337-3228-3631

現計 ¥1,370  
(消費税等 ¥101)

2023年 2月 6日(月) 10:38 No:2337

30011-ｲｲ茶緑茶1345 ※ ¥165  
0101ふく寿司 ※ ¥1,200  
3700レジ袋 内 ¥5

小計 ¥1,370  
内税対象額 8.00% ¥1,365  
内税 8.00% ¥101  
内税2対象額 10.00% ¥5  
内税2 10.00% ¥0  
合計 ¥1,370  
(内消費税等 ¥101)

※マークは軽減税率対象商品です。

責No:00000001: 1  
取引No3630 3点買

No.4-230206-0030-00-00-2

2023年02月06日


## 領収証

上野 昌弘 様

¥2,000

10%税込計	¥2,000
10%消費税	¥182

但し、ご飲食代として  
確かに領収いたしました。

魚屋  
しげぞう   
UOYA

魚屋しげぞう 鹿児島中央町店  
鹿児島県鹿児島市中央町23-21  
アエールタワー1F  
099-812-8048

担当 



領収書

上野 昌弘 様

¥ 2,000 -

但 食事代として  
として上記正に領収いたしました。

印

店名: マツ酒場兼天地  
KITTE博多店  
電話: 092-432-2111  
住所: 福岡県福岡市博多区博多駅中央街9-1  
KITTE博多B1F

発行日付: 2023/02/07 21:30

収入  
印紙

現金 クレジット

0002-0001  
会計日: 2023/2/7

領収書

上野 昌弘 様

領収金額 ¥1,896-  
(10%標準対象 ¥1,896)  
(内消費税等 ¥172)

上記正に領収いたしました

但 飲食代 として

かな川 博多駅1番  
街店

福岡県福岡市博多区  
博多駅中央街1番1号  
TEL: (092)431-8888

担当者:  
領収書No: HD0020230207144339230

# RECEIPT

領 収 書

2



DUKES HOTEL  
デュークスホテル博多

〒812-0011 福岡市博多区博多駅西2-3-9  
2-3-9 Hakataekimae Hakataku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture, Japan  
Tel. 092-472-1800 Fax 092-472-1910

1/1

部屋番号 (ROOM No.)      お名前 (NAME)      人数 (PERSONS)  
911      上杉 昌弘      様      1  
ご到着日 (ARRIVAL)      ご出発日 (DEPARTURE) 備考 (REMARKS)      発行日時 (DATE OF ISSUE)  
02/07      02/08      23/02/08 04:41:18

日付 (DAY)	部屋番号 (ROOM No.)	ご利用明細 (EXPLANATION)	ご利用金額 (AMOUNT)	お預かり金額 (PAYMENT)	備考 (REMARKS)
02/07	911	宿泊税	200		
02/07	911	現金前受金		200	

会社名 (FIRM)

ご住所 (ADDRESS)

ご署名 (SIGNATURE)

ご利用金額 (AMOUNT)      200

内消費税 (TAX)      0

お預り金額 (PAYMENT)      200

ご請求額 (CHARGE)      0

現金

526008-MD



ありがとうございました。またのお越しをお待ち申し上げます。  
Thank you for your stay with us.  
デュークスホテルのホームページにてオンライン予約を受け付けております。  
For your reservations, please refer to our official site.  
<http://www.dukes-hotel.com>

(様式7)

県外活動  
調査研究視察

報告書

議員名 上杉昌弘



整理番号	2
日程	令和5年2月6日(月)～令和5年2月8日(水)
目的	福岡市・鹿児島県特産品協会視察
訪問先	福岡市・鹿児島県特産品協会
概要 所見	別紙のとおり

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

## 福岡市・鹿児島県特産品協会視察 報告

松山市議会議員  
上 杉 昌 弘

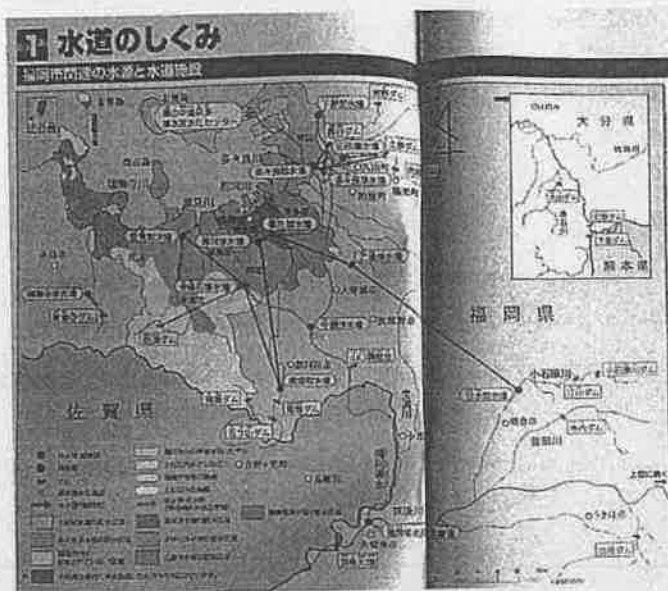
2月6日に福岡市、2月7日鹿児島県特産品協会を視察いたしました。  
視察内容は、以下の通りです。

福岡県福岡市では、「安全でおいしい水道水プロジェクト」に関連する事前質問事項に回答して頂く形で水道局浄水部水道水質センター様などから、説明を受けた後、質問・意見交換しました。(詳細は別紙1参照)

- Q1. 福岡市も松山市同様、脆弱な水事情とうかがっております。時期によっては、水源の異なる状況での生成となりますが、製品水に対する水資源産地の影響はあるか
- A1. 水源の取水割合を変更したことが原因で、臭いや味について苦情等が寄せられた事例は特にございません。
- Q2. 直結給水ならば、安全で新鮮な水の提供は可能と考えますが、小規模貯水槽でのワンクッションは、その稼働率との兼ね合いもあり、一定のタイムラグが生じることへの懸念は
- A2. 貯水槽の設置者による適正な管理が必要であることから、貯水槽適正管理啓発パンフレットの送付やホームページ、広報誌での広報・啓発活動をはじめ、清掃や点検の実施状況の確認及び指導など、貯水槽の適正管理に向けた取組みを実施しております。
- Q3. 多様化するニーズに逆行する形にはならないか
- A3. じゃ口の水をそのまま飲む人の割合は減少傾向にありますが、アンケート調査の結果では、安全でおいしい水道水の供給を求める声も多く聞かれます。市民が安心できる安全でおいしい水道水を安定して供給していくことは、水道事業者として重要な使命であると考えております。
- Q4. 直接給水への公費負担の公平さは、どう担保しているのか
- A4. 給水装置は、お客様の財産であるためお客様の負担であり、公費負担はございません。
- Q5. 給水スポットの設置には、事業者の協力はあるのか
- A5. 給水スポットのインシヤルコストは水道局で負担し設置後のランニングコストは設置先に負担していただいております。なお、民間事業者と連携した給水スポットの設置は、現在のところございません。
- Q6. 北部福岡緊急連絡管事業について、事業内容等を教えてほしい
- A6. 北部福岡緊急連絡管事業は福岡県及び北九州市の事業で、自然災害及び施設事故等に対する危機管理対策のため北九州市と福岡都市圏を緊急連絡管で結び緊急時に水道水を相互融通することで、安全で安心なライフラインの確保を図るものと伺っております。(北九州市がH18年12月着工しH23年4月に供用開始しております。)

福岡市の水源は、9つのダムと3つの近郊河川そして福岡地区水道企業団からの受水でまかなっており、ダムと河川取水した水を水事情に応じて相互に融通しながら5つの浄水場で浄水処理を行うため、浄水場では常に水源からの取水割合を変更しながら処理を行う必要があるとのことであった。

福岡市は多くの水源と福岡地区水道企業団(海水淡水化)があり、海水淡水化で多くの淡水を作ればダムの使用水量を抑えることもできるとのことであった。



貯水槽式給水については、貯水槽設置者による適正な管理が必要であることから広報・啓発活動等、貯水槽の適正管理に向けた取組みを実施しているとのことであった。

例えば、水の使用量が少ない時は水位調整機能付ボールタップに変えてタンクの水が約半日で入れ替わるようにする。

**コラム** 貯水槽を適正に管理していても 残留塩素濃度が低下することがあります

貯水槽の高揚など、適正な管理をしていても、貯水槽の有効容量が適切な容量よりも大きい場合は、長時間水が溜まったままになり、水温の上昇や残留塩素濃度が低下してしまうことがあるため、ボールタップの位置を下げるなどの対策をとっていただき、貯水槽内の水が一日で入れ替わるよう、有効容量を小さくすることをお勧めします。  
※貯水槽の適切な容量は、一日当たりの使用水量の40~60%程度です。

○水位調整機能付ボールタップ  
ボールタップには、使用量に応じて、水位を自在に変えられる水位調整機能付ボールタップがあります。

水位調整機能なしボールタップ  
入れは2日分

水位調整機能付ボールタップ  
水位を下げると入れは0.4~0.5日分

くさりの発生を抑制し、おいしくお飲みいただけるため、水位調整機能付ボールタップがおすすめです。

鹿児島県特産品協会では、かごしまブランドに関する事前質問事項に回答して頂く形で公益社団法人鹿児島県特産品協会様から会議室で説明を受けた後、質問・意見交換しました。(詳細は別紙2参照)その後、鹿児島ブランドショップ店内を堀脇店長に案内・説明をしていただきました。

Q1. 公益社団法人鹿児島県特産品協会の組織・運営体制について

A1. 役員 30 名、会員数 464 会員、事務局 28 名(詳細は別紙 3 参照)

Q2. 県内外の百貨店等で観光物産展について

A2. 全国の主要百貨店において、本県のイメージアップ並びに特産品・観光振興を目的に物産観光展を開催。実績はコロナの影響で近年減少している。

(催しの期間は約 1 週間。規模は百貨店の大催事場で単県物産展(40~80 社)、九州物産展(10~15 社)、うまいもの展(1~3 社)、地下食品売場でのフェア(5~15 社)等)

Q3. 国内の百貨店、量販店等への取引の斡旋実績について

A3. 国内外への県産品の販路拡大を図るため、県内生産者等と連携したセールス活動や商談及び成約後の業務を代行するなどして販路拡大を支援。また、大手 EC モールでのサイト展開や、百貨店等とのコラボによる EC 販売による販路拡大にも取り組んでいる。

Q4. アドバイザー紹介事業について

A4. 市町村、団体、地域特産品協会等からの商品開発や販路拡大等に関する相談に対し、流通やデザイン、商品開発等のアドバイザーを紹介・派遣。

(研修会では食品栄養等アドバイザー等、コンクールでは審査員として工芸品等専門家、個別指導では工芸品専門アドバイザーなど)

Q5. テスト販売について

A5. 小売店や県内外でのイベント・フェア等を活用して特産品のテスト販売を行い、商品のブラッシュアップや販路拡大につなげている。(かごしまの新特産品コンクール入賞商品、その他加工品、工芸品等)

### 2022 かごしまの新特産品コンクール

このコンクールは、多様な消費者ニーズに対応した優れた商品を発掘し、県内外で新たに販路・流通・販売された商品を広く公衆し、生産者の技術の向上・商品開発の推進を図るものです。  
今回は食品部から食品部門31位、工芸・生活物品部門15位、計46位の工夫を凝らしたアイテムが出品されました。  
入賞商品については、パンフレットの配布や販売会の実施などにより、県内外に広く紹介宣伝し、販路の拡大を図ります。



Q6. 商品開発、市場発展に関する指導について

A6. 現在売れている商品の傾向、市場情報等について4回/年の情報誌で情報発信している。また、物産展や商談会などに新規出店・出品する企業には、これまでの事例や売り場づくりなどの情報を提供。

Q7. かごしま特産品ねっと「かごいろ」への掲載について

A7. コロナ支援で開始したため、基本、申請書類に不備等がなければ掲載する。掲載無料で売上は協会口座に入金されるため、事業参加負担金を控除して各社に支払う。



かごしまの **ギフトにも最適** **1000アイテム** **が品揃え!**  
<https://kagotokunet.shop-pro.jp>  
 かごしま特産品ねっと「かごいろ」  
 @kagoshimatoku  
 鹿児島県特産品振興会



鹿児島も県全体で新特産品など商品化や大手ECモールでのサイト展開や、百貨店等とのコラボによるEC販売による販路拡大など鹿児島県産品に対する意識が非常に高いと感じた。

それぞれの市町村で置かれている環境(状況)は違うが、それぞれの状況の中で、自分たちに何ができるかを真剣に考えて対応していることが理解出来ました。

今回、福岡市と鹿児島県で学んだことを今後の松山市発展に少しでも活かしていきたいと思いました。

以上

(様式4)

## 支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年3月31日	整理番号	3	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用途及び 内容等	ガソリン代			
金額	58,000	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特記事項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
6月分	6月30日	12,000円	50%	6,000円
7月分	7月31日	14,000円	50%	7,000円
8月分	8月31日	14,000円	50%	7,000円
9月分	9月30日	12,000円	50%	6,000円
10月分	10月31日	10,000円	50%	5,000円
11月分	11月30日	10,000円	50%	5,000円
12月分	12月31日	12,000円	50%	6,000円
1月分	1月31日	10,000円	50%	5,000円
2月分	2月28日	10,000円	50%	5,000円
3月分	3月31日	12,000円	50%	6,000円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものを使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



# 領 収 証

R4年 6月 30日

上杉 昌弘 様

百万	十万	万	千	百	十	円
	7	1	2	0	0	0

印 紙

但し ガソリン代として

上記の金額正に領収いたしました

 **ENEOS株式会社 特約店** 本社D.D松山余戸店 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 971-3378  
 D.D松山理生店 松山市西垣生町492-1 ☎ 973-8511  
 D.D北条バイパス店 松山市久保112-1 ☎ 994-1600  
 **株式会社 山内石油** カンパニーライン余戸西 松山市余戸西3丁目3-10 ☎ 968-7171  
 カンパニーライン余戸西 松山市南高井町1358-1 ☎ 990-3588  
 カンパニーライン余戸西 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 974-0288

# 領 収 証

R4年 7月 31日

上杉 昌弘 様

百万	十万	万	千	百	十	円
	7	1	4	0	0	0

印 紙

但し ガソリン代として

上記の金額正に領収いたしました

 **ENEOS株式会社 特約店** 本社D.D松山余戸店 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 971-3378  
 D.D松山理生店 松山市西垣生町492-1 ☎ 973-8511  
 D.D北条バイパス店 松山市久保112-1 ☎ 994-1600  
 **株式会社 山内石油** カンパニーライン余戸西 松山市余戸西3丁目3-10 ☎ 968-7171  
 カンパニーライン余戸西 松山市南高井町1358-1 ☎ 990-3588  
 カンパニーライン余戸西 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 974-0288

# 領 収 証

R4年 8 月 31 日

上杉 昌弘 様

百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	4	0	0	0

印 紙

但し ガワリン代として

上記の金額正に領収いたしました

 **ENEOS株式会社 特約店** 本社D.D松山余戸店 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 971-3378  
 D.D松山垣生店 松山市西垣生町492-1 ☎ 973-8511  
 D.D北条バイパス店 松山市久保112-1 ☎ 994-1600  
 **株式会社 山内石油**  アライン余戸店 松山市余戸西3丁目3-10 ☎ 968-7171  
 ヲツていれき 松山市南高井町1358-1 ☎ 990-3588  
 ショップNEXT 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 974-0288

# 領 収 証

R4年 9 月 30 日

上杉 昌弘 様

百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	0	0	0

印 紙

但し ガワリン代として

上記の金額正に領収いたしました

 **ENEOS株式会社 特約店** 本社D.D松山余戸店 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 971-3378  
 D.D松山垣生店 松山市西垣生町492-1 ☎ 973-8511  
 D.D北条バイパス店 松山市久保112-1 ☎ 994-1600  
 **株式会社 山内石油**  アライン余戸店 松山市余戸西3丁目3-10 ☎ 968-7171  
 ヲツていれき 松山市南高井町1358-1 ☎ 990-3588  
 ショップNEXT 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 974-0288

# 領 収 証

R4年10月31日

上杉 昌弘 様

百万	十萬	万	千	百	十	円
	¥	1	0	0	0	0

印 紙

但し ガソリン代として

上記の金額正に領収いたしました

 **ENEOS株式会社 特約店** 本社 D.D 松山余戸店 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 971-3378  
 D.D 松山垣生店 松山市西垣生町492-1 ☎ 973-8511  
 **株式会社 山内石油** 松山バイパス店 松山市久保112-1 ☎ 994-1600  
 松山アライン余戸西 松山市余戸西3丁目3-10 ☎ 968-7171  
 フていれぎ 松山市南高井町1358-1 ☎ 990-3588  
 ショップNEXT 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 974-0288

# 領 収 証

R4年11月30日

上杉 昌弘 様

百万	十萬	万	千	百	十	円
	¥	1	0	0	0	0

印 紙

但し ガソリン代として

上記の金額正に領収いたしました

 **ENEOS株式会社 特約店** 本社 D.D 松山余戸店 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 971-3378  
 D.D 松山垣生店 松山市西垣生町492-1 ☎ 973-8511  
 **株式会社 山内石油** 松山バイパス店 松山市久保112-1 ☎ 994-1600  
 松山アライン余戸西 松山市余戸西3丁目3-10 ☎ 968-7171  
 フていれぎ 松山市南高井町1358-1 ☎ 990-3588  
 ショップNEXT 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 974-0288

# 領 収 証

R4 年 12 月 31 日

上杉 昌弘 様

百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	0	0	0

印 紙

但し ガソリン代金として

上記の金額正に領収いたしました

 **ENEOS株式会社 特約店** 本社D.D松山余戸店 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 971-3378  
 D.D松山垣生店 松山市西垣生町492-1 ☎ 973-8511  
 D.D北条バイパス店 松山市久保112-1 ☎ 994-1600  
 **株式会社 山内石油** アライン余戸西 松山市余戸西3丁目3-10 ☎ 968-7171  
 アライン余戸西 松山市南高井町1358-1 ☎ 990-3588  
 ヨックNEXT 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 974-0288

# 領 収 証

R5 年 1 月 31 日

上杉 昌弘 様

百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	0	0	0	0

印 紙

但し ガソリン代として

上記の金額正に領収いたしました

 **ENEOS株式会社 特約店** 本社D.D松山余戸店 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 971-3378  
 D.D松山垣生店 松山市西垣生町492-1 ☎ 973-8511  
 D.D北条バイパス店 松山市久保112-1 ☎ 994-1600  
 **株式会社 山内石油** アライン余戸西 松山市余戸西3丁目3-10 ☎ 968-7171  
 アライン余戸西 松山市南高井町1358-1 ☎ 990-3588  
 ヨックNEXT 松山市余戸中4丁目2-22 ☎ 974-0288

## 領 収 証

R5年 2月 28日

上杉 昌弘 様

百万	十 万	万	千	百	十	円
	¥	1	0	0	0	0

印 紙

但し ガソリン代として

上記の金額正に領収いたしました

	ENEOS株式会社 特約店	本社D.D松山余戸店	松山市余戸中4丁目2-22	☎ 971-3378
		D.D松山垣生店	松山市西垣生町492-1	☎ 973-8511
	株式会社	北条バイパス店	松山市久保112-1	☎ 994-1600
<b>山内石油</b>		アライン余戸西	松山市余戸西3丁目3-10	☎ 968-7171
		アライン東	松山市南高井町1358-1	☎ 990-3588
		ショップNEXT	松山市余戸中4丁目2-22	☎ 974-0288

## 領 収 証

R5年 3月 31日

上杉 昌弘 様

百万	十 万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	0	0	0

印 紙

但し ガソリン代として

上記の金額正に領収いたしました

	ENEOS株式会社 特約店	本社D.D松山余戸店	松山市余戸中4丁目2-22	☎ 971-3378
		D.D松山垣生店	松山市西垣生町492-1	☎ 973-8511
	株式会社	北条バイパス店	松山市久保112-1	☎ 994-1600
<b>山内石油</b>		アライン余戸西	松山市余戸西3丁目3-10	☎ 968-7171
		アライン東	松山市南高井町1358-1	☎ 990-3588
		ショップNEXT	松山市余戸中4丁目2-22	☎ 974-0288

(様式4)

## 支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 3月 31日	整理番号	4	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	携帯電話料金			
金 額	30,349	円	年間の支出金額の合計を 記入してください。	
特 記 事 項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
6月分	8月 1日	5,281 円	50 %	2,640 円
7月分	8月 31日	5,294 円	50 %	2,647 円
8月分	9月 30日	5,258 円	50 %	2,629 円
9月分	10月 31日	6,358 円	50 %	3,179 円
10月分	11月 30日	6,384 円	50 %	3,192 円
11月分	1月 4日	6,644 円	50 %	3,322 円
12月分	1月 31日	6,391 円	50 %	3,195 円
1月分	2月 28日	6,361 円	50 %	3,180 円
2月分	3月 31日	6,367 円	50 %	3,183 円
3月分	5月 1日	6,364 円	50 %	3,182 円
月分	月 日	円	%	円
月分	月 日	円	%	円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

内訳項目金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN ご利用期間 (6/1~6/30)	税区分 TAX
◆基本使用料等 (計) 2,980	2,980	ギガライト2:2年定期 (内訳) ギガライト2:2年定期 (内訳) s p モード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は	合
◇通話料・通信料 (計) 1,721	1,700	X i・SMS 通話料 かけ放題オプション定額料	合
◇その他ご利用料金等 (計) 823	200	あんしんセキュリティ利用料	合
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)	合
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合
	-380	あんしんバックモバイル部引	合
	100	請求書発行手数料	合
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合
	1	電話リレーサービス料/基本	合
◇消費税等相当額 (計) 552	552	消費税等相当額 (合計)	合
◇合計 6,076	6,076	合計	合

本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。

ステップ1: ~1GB

0.9G

6月に利用分

7月請求分  
1. 番号あたり2円のご請求となります  
1. 番号あたり1円のご請求となります

合算表示の料金合計×10%

20年2か月となりました。

です。 (円です。)

<NTTドコモからのお知らせ>

○継続利用期間は、6月末まで

○ポイントのお知らせ

6月に利用分に対する獲得ポイントは、(ポイント獲得の対象になるご利用金額は、)

※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。





791-8044  
松山市西垣生町114-13

上杉 昌弘 様



口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
発行年月日 2022年 8月13日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター



お問合せ先 0120-800-000 /ドコモ  
[速付先]  
〒730 広島市中区西十日市町10-15  
-0806 NTT十日市ビル  
社用コード C64-SSB-J-00-555-001364-60(26)

02820872-EG741911752#

① ここから、②の順にゆっくりお読みください  
※裏面には、十分ご注意ください。詳しくはお読みください。裏面に記載の住所は、印刷による誤差から、正確ではありません。

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆基本使用料等 (計) 2,980	2,980	ご利用期間 (7/1~7/31) ギガライト2:2年定期 (内訳) ギガライト2:2年定期 (内訳) SPモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。 ステップ1:~)GB	合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,733	33	Xi・SMS通信料 かけ放題オプション定額料	0.8G	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 823	1,700	あんしんセキュリティ利用料 ケータイ補償サービス (500円コース) あんしん遠隔サポート利用料 あんしんバックモババイル割引 請求書発行手数料 ユニバーサルサービス料/基本 電話リレーサービス料/基本	7月ご利用分	合 算
◇消費税等相当額 (計) 553	553	消費税等相当額 (合計)	8月請求分 1番号あたり2円のご請求となります 1番号あたり1円のご請求となります	合 算
◇合計 6,089	6,089	合計	合計表示の料金合計×10%	合 算
			20年3か月となりました。 です。 円です。)	
			<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、7月末で ○ポイントのお知らせ 7月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。)	





791-8044  
松山市西垣生町114-13

上杉 昌弘 様



口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
発行年月日 2022年 9月14日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター

Webでのお問い合わせ



お問合せ先 0120-800-000 / ドコモ (選付先)  
〒730 広島市中区西十丁目市町10-15  
-0806 NTT十市ビル  
社用コード C66-SSB-J-00-555-001229-60(26)

02622242-EG741847102#

ここから、①②の順にゆっくりにおはがしください

請求書は、10月に届かなくても、ゆっくりにおはがしください。請求書は、10月に届かなくても、ゆっくりにおはがしください。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆基本使用料等 (計) 2,980	2,980	ご利用期間 (8/1~8/31) ギガライト2:2年定期 (内訳) ギガライト2:2年定期 (内訳) SPモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は	台算
◆通話料・通信用料 (計) 1,700	1,700	かけ放題オプション定額料	台算
◆その他ご利用料金等 (計) 823	200 500 400 -380 100 2 1	あんしんセキュリティ利用料 ケータイ補償サービス (500円コース) あんしん遠隔サポート利用料 あんしんバックモバイル割引 請求書発行手数料 ユニバーサルサービス料/基本 電話リレーサービス料/基本	台算 台算 台算 台算 台算 台算 台算
◆消費税等相当額 (計) 550	550	消費税等相当額 (合計)	台算
◆合計 6,053	6,053	合計	台算
		<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、8月末で ○ポイントのお知らせ 8月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。) 20年4か月となりました。 円です。	





791-8044  
松山市西垣生町114-13

上杉 昌弘 様



重要  
親展

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2022年11月13日発行

Webでのお問い合わせ



発行会社 発行：NTTファイナンス(株)  
東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0120-800-000 / ドコモ

〒730 広島市中区西十日市町10-15

-0806 NTT 山手ビル

社用コード C64-SB-J-00-555-001246-60(26)

02624219-EG741849079#

ここから、①の順にゆっくりにお読みがしてください

※発行している番号は、印刷に使用してある「0120」が「10」に誤りなく印刷された場合は、誤りにより印刷されることはありません。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN ご利用期間 (10/1~10/31)	税区分 TAX
◆基本使用料等 (計) 3,980	3,980	キガライト2:2年定期 (内訳) キガライト2:2年定期 (内訳) SPモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は ステップ2:1GB~3GB	合算
◇通話料・通信料 (計) 1,724	1,700	Xi・SMS通信料 かけ放題オプション定額料 1.8G 10月ご利用分	合算
◇その他のご利用料等 (計) 822	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんバックアップモバイル割引	合算
	100	請求書発行手数料	合算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合算
◇消費税等相当額 (計) 652	652	消費税等相当額 (合計)	合算
◇合計 7,178	7,178	合計	合算

20年6か月となりました。  
です。  
円です。)

<NTTドコモからのお知らせ>  
◎継続利用期間は、10月末で  
◎ポイントのお知らせ  
10月ご利用分に対する獲得ポイントは、  
ポイント連年の対象になるご利用金額は、  
※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。

合算表示の料金合計×10%

4



791-8044  
松山市西垣生町114-13

上杉 昌弘 様



口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2022年12月14日発行  
発行会社 松出：NTTファイナンス(株)  
東京港区港南1-2-70 Webでのお問い合わせ先



お問合せ先 0120-800-000 /ドコモ

〒730 広島市中区西十日市町10-15

-0806 NTT-ドコモビル

社用コード CG4-SSB-J-00-555-001440-60(26)

02912933-EG741936853#

① ここから、②の順にゆっくりにおほがしくください

※裏側にある情報は、本封は開かずにお読みください。裏側入札の方向面には、印刷により誤りがある場合がございます。

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN ご利用期間 (11/1~11/30)	税区分 TAX
◇基本使用料等 (計) 3,980	3,980	ギガライト2:2年定期 (内訳) ギガライト2:2年定期	台 算
◇通話料・通信料 (計) 1,960	3,680 300 0	(内訳) SPモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 822	30 230	Xi・SMS通信料 他社接続サービス通信料 [Xi]	合 算
◇消費税等相当額 (計) 676	1,700	かけ放題オプション定額料	合 算
◇合計 7,438	200 500 400 -380 100 2	あんしんセキュリテイ利用料 ケータイ簡便サービス (500円コース) あんしん選隔サポート利用料 あんしんバックモバイル割引 請求書発行手数料 ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇合計 7,438	676	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計 7,438	7,438	合計	合 算

<NTTドコモからのお知らせ>

◎継続利用期間は、11月末で

◎ポイントのお知らせ

11月ご利用分に対する獲得ポイントは、

(ポイント連算の対象になるご利用金額は、

※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。

20年7か月となりました。

です。

円です。

合算表示の料金合計×10%

12月請求分

1番号あたり2円のご請求となります

本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。



791-8044  
松山市西垣生町114-13

上杉 昌弘 様



口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

日額、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2023年 1月15日発行

発行会社 株式会社 NTTファイナンス(株)

東京都港区港南1-2-70

お問合せ先 0120-800-000 / ドコモ

〒730 広島市中区西土市町10-15

-0806 NTT市ビル

社用コード CG4-S89-J-00-555-001249-60(26)

02626183-EG741851023#



Webでのお問い合わせ先

⑩ ここから、①②の順にゆっくりおはがしください

※裏面にある郵便番号に誤りがないようにご確認ください。郵便物の配達に支障をきたす恐れがあります。

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN ご利用期間 (12/1~12/31)	税区分 TAX
◆基本使用料等 (計) 3,980	3,980	ギガライト2:2年定期 (内訳) キガライト2:2年定期 (内訳) SPモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は	合 算
◇通話料・通信料 (計) 1,730	1,700	Xi・SMS通信料 かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 822	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)	合 算
	400	あんしん盗難サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバハイル割引	合 算
	100	請求書発行手数料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇消費税等相当額 (計) 653	653	消費税等相当額 (合計)	合 算
◇合計 7,185	7,185	合計	合 算
		<NTTドコモからのお知らせ> ○継続利用期間は、12月末で ○ポイントのお知らせ 12月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		20年8か月となりました。 合計表示の料金合計×10% 円です。	



791-8044  
松山市西垣生町114-13

上杉 昌弘 様



口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2023年 2月14日発行  
発行会社 株式会社 NTTファイナンス (株)  
東京港区港南1-2-70

Webでのお問い合わせ先



お問合せ先 0120-800-000 / ドコモ

〒730 広島市中区西十丁目10-15

-0806 NTT十日市ビル

社用コード CG4-S88-J-00-555-001436-60(26)

02829213-EG741920033#

⑩ ここから、①②の順にゆっくりにおはがしください

※おはがしは、半分に折り、おはがしを折らずに、おはがしの裏面に記載の住所を正確に記入し、おはがしを封筒に入れてください。

内訳項目 CHANGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN (ご利用期間 (1/1~1/31))	税区分 TAX
◆基本使用料等 (計) 3,980	3,980	ギガライト2:2年定期 (内訳) ギガライト2:2年定期 (内訳) SPモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は	合 算
◆通話料・通信料 (計) 1,703	1,700	Xi・SMS通信料 かけ放題オプション定額料	合 算
◆その他ご利用料金等 (計) 822	200	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんパックモバイル割引	合 算
	100	請求書発行手数料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◆消費税等相当額 (計) 650	650	消費税等相当額 (合計)	合 算
◆合計 7,155	7,155	合計	合 算

スナップ2:1GB~3GB  
1.6G  
1月ご利用分  
2月請求分  
1番号あたり2円のご請求となります  
合算表示の料金合計×10%

<NTTドコモからのお知らせ>  
○請求利用期間は、1月末で  
○ポイントのお知らせ  
1月ご利用分に対する獲得ポイントは、  
(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、  
※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。)

20年9か月となりました。  
です。円です。)

本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。



791-8044  
松山市西垣生町114-13

上杉 昌弘 様



NTTファイナンス

口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

日曜、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
 発行年月日 2023年 3月14日発行  
 発行会社 松出：NTTファイナンス(株)  
 東京都区区港南1-2-70  
 お問合せ先 0120-800-000 / ドコモ  
 [速付先]  
 〒730 広島市中区西十日市町10-15  
 -0806 NTT十日市ビル  
 利用コード CG4-SB-J-00-555-001279-60(26)



①ここから、②の順にゆくりおはがしください

02633016-EG741857836#

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等 DETAILS OF CHARGE	詳細 BREAKDOWN	税区分 TAX
◆基本使用料等 (計) 3,980	3,980	ご利用期間 (2/1~2/28) ギガライト2：2年定期 (内訳) ギガライト2：2年定期 (内訳) SPモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は	ステップ2：1GB~3GB	合算
◇通話料・通信料 (計) 1,709	1,700	Xi・SMS通信料 かけ放題オプション定額料	1.7G 2月ご利用分	合算
◇その他ご利用料金等 (計) 822	200 500 400 -380 100 2	あんしんセキュリティ利用料 ケータイ補償サービス (500円コース) あんしん遠隔サポート利用料 あんしんバックモバイル割引 請求書発行手数料 ユニバーサルサービス料/基本		合算
◇消費税等相当額 (計) 651	651	消費税等相当額 (合計)	3月請求分 1番号あたり2円のご請求となります	合算
◇合計 7,162	7,162	合計	合算表示の料金合計×10%	合算
		合計 ＜NTTドコモからのお知らせ＞ ○継続利用期間は、2月まで ○ポイントのお知らせ 2月ご利用分に対する獲得ポイントは、 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、 ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。)	20年10か月となりました。 円です。)	



口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

791-8044  
松山市西垣生町114-13

郵便区内特別

上杉 昌弘 様



0044030#



00228985

8T1EFE

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年 4月13日発行  
発行会社 発出：NTTファイナンス(株)  
東京都港区港南1-2-70  
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ  
(遠付先)  
〒730 広島市中区西十日市町10-15  
-0806 NTT十日市ビル  
社用コード 8T1-EFE-J-03-248-001082-60(26)  
<000000> 00001

Webでのお問い合わせ先



日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記に記載の料金をご指定の口座から振替させていただきます。

1 / 2 ページ

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2023年 4月ご請求分	7,158円	2023年 5月 1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTTドコモ分ご請求額 7,158円  
(合計) 7,158円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

【NTTドコモからのお知らせ】

\*\*\* ドコモからのお知らせ \*\*\*

電話リレーサービス制度の番号単価の改定に伴い、2023年度においては、4月ご利用分から1月ご利用分まで1電話番号当たり月額1.1円(税込)の電話リレーサービス料をご負担いただきます。詳しくはドコモのホームページにてご確認下さい。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

前月ご請求金額 7,162円(税込)

2年定期契約プラン 継続利用期間は、3月末で20年11か月です。  
(2023年3月末現在)

ポイントのお知らせ

2022年6月よりdポイントクラブのポイントプログラムが改定されました。街やネットのお店でのお買物や、ドコモの各種サービスでdポイントを多く獲得いただくほどdポイントがたまりやすくなります。詳しくはdポイントクラブサイトにてご確認ください。

お知らせは次ページに続きます。

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただきます。  
If the payment cannot be transferred on that date, interest on any unpaid balance may be charged.

※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。  
なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2023年 4月13日発行)

2023年 3月ご請求分

2023年 3月 31日振替

領収金額(AMOUNT RECEIVED) 7,162円

金融機関名 BANK/POST OFFICE \* \* \* \* \*

口座番号 ACCOUNT \* \* \*

お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER)  
お客様番号  
(CUSTOMER NUMBER)

ご請求先氏名  
(CUSTOMER NAME)

上杉 昌弘 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



お客様電話番号等  
BILLING NUMBER請求年月  
MONTH OF ISSUE

2023年 4月ご請求分

## お 知 ら せ

毎月のご利用料金をWeb・アプリから確認できる「eビリング」がおすすめです。紙からWebへの切り替えで、請求書等発行手数料55円～165円(税込)が無料になります。詳しくはドコモHPをご確認ください。なお3月請求のお知らせで請求書等発行手数料の記載が一部誤っておりました。訂正してお詫び申し上げます。

## ご請求内訳

(お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計)	3,980	ギガライト2:2年定期	合 算
	( 3,680)	(内訳) ギガライト2:2年定期	
	( 300)	(内訳) spモード利用料	
	0	(参考) 高速通信ご利用データ量は	合 算
◇通話料・通信料 (計)	1,706	Xi・SMS通信料	合 算
	6	かけ放題オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	822	あんしんセキュリティ利用料	合 算
	500	ケータイ補償サービス (500円コース)	合 算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合 算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合 算
	100	請求書発行手数料	合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	合 算
◇消費税等相当額 (計)	650	消費税等相当額 (合計)	合 算
		合算表示の料金合計×10%	
◇合計	7,158	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	20年11か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		3月ご利用分に対する獲得ポイントは、	です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

## \*\*\*NTTドコモからのお知らせ\*\*\*

- ◇各種お申込み・お手続き、ご契約内容の確認などは、インターネットからできます。  
【スマートフォン】はdメニュー、【iモード】はiMenu、【PC】はドコモHPのマイドコモから「ドコモオンライン手続き」をご利用いただけます。
- ◇弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

## \*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。





(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年7月13日	整理番号	5	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	えひめ民社協会議員研修参加費			
金 額	5,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年7月13日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
2022年7月13日	
上杉 昌弘 様	
¥5,000-	
但し、えひめ民社協会議員研修参加費として	
〒790-0066 愛媛県松山市宮田町132 愛媛県勤労会館内	
えひめ民社協会	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式7)

県外活動  
調査研究視察

報告書

議員名 上杉昌弘



整理番号	5
日程	令和4年7月13(水)～令和4年7月15日(金)
目的	えひめ民社協会視察研修
訪問先	軍艦島・大浦天主堂
概要 所見	軍艦島上陸ツアーと大浦天主堂を調査しました。 (詳細は別紙報告書参照)

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

## えひめ民社協会軍艦島他視察 報告

松山市議会議員  
上 杉 昌 弘

7月14日に世界文化遺産である長崎市の軍艦島と大浦天主堂他を視察いたしました。  
視察内容は、以下の通りです。

最初に軍艦島を視察しました。午前の上陸ツアーは、天候が悪く欠航も心配しましたが、申込(予約済)と誓約書の提出をして無事に出航はできました。

しかし、波が高く上陸できませんでした。(軍艦島の周りを船で2周回ってくれました)  
今回は、上陸できませんでしたが、4月の知床遊覧船沈没事故等の影響もあり、波の高さでの制限や誓約書の提出も含めて今回の視察の目的のひとつである安全対策については、高いレベルであると思いました。

午後から大浦天主堂を視察しましたが、信長時代のキリスト教の伝来から徳川時代の禁教と潜伏キリシタンへの変遷など大浦天主堂が作られた時代背景・こころの自由を勝ち取る戦いなど大変多くのことを学びました。



軍艦島



大浦天主堂

今回の視察目的は、世界遺産等について考える機会を持つことと軍艦島ツアーの安全対策、そして愛媛からも世界遺産(四国八十八箇所)を登録できるように、世界文化遺産の軍艦島・大浦天主堂に学ぶ等であったが、天候(高波)の影響であまり充実した視察にならなかった。しかし、現地視察が十分できなかつた為、時間も資料による知識の修得は十分にできた。

以 上

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年9月30日	整理番号	6	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和4年度 松山市議会観光振興議員連盟会費6~9月分			
金 額	2,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年6月15日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

### 領 収 書

令和 4年 6月 15日

上 杉 昌 弘 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 2,000円 也

但し、令和4年度 松山市議会観光振興議員連盟会費6~9月分として

松山市議会観光振興議員連盟

会 長 渡 部 克 彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月 27日

## (名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力  
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

## (組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

## (役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

## (役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

## (役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

## (役員任務)



第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和4年12月31日	整理番号	7	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	「愛媛の未来をつくる会」2022年会費			
金 額	10,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年8月29日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

<h1>領 収 書</h1>	
2022年8月29日	
上杉 昌弘 様	
¥10,000-	
但し、「愛媛の未来をつくる会」2022年会費	
〒790-0066 松山市宮田町132 愛媛県勤労会館3階 愛媛の未来をつくる会	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 「愛媛の未来をつくる会」規約

### 第1条 名称

この政治団体は、愛媛の未来をつくる会（以下未来をつくる会）と称する。

### 第2条 事務所

未来をつくる会は、事務所を松山市宮田町132 愛媛県勤労会館内に置く。

### 第3条 目的

未来をつくる会は、産業・雇用・労働政策の推進と政策・制度実現をとおして、働く者や生活者が優先される社会の実現をはかることを目的とする。

### 第4条 事業

前項の目的達成のために次の活動を行う。

- ①研究会、講演会の開催
- ②機関紙、その他印刷物の発行
- ③関係方面への宣伝活動
- ④諸団体への支援と連携
- ⑤その他目的達成に必要な事項

### 第5条 会員

未来をつくる会の会員は、第3条の目的に賛同する一般個人会員から構成する。

### 第6条 入会

未来をつくる会に入会申込書を提出した者は、翌月1日より会員となり、自動更新により会員資格は継続する。

### 第7条 退会

会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出することにより任意に退会することができる。

2. 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ①退会届を提出したとき
- ②死亡したとき
- ③継続して1年以上会費を滞納したとき

## 第8条 機関

未来をつくる会に次の機関を置く。

- ①総会
- ②幹事会

## 第9条 総会

- ①総会は役員及び代議員をもって構成し、年1回、開催する。代議員の選出基準は幹事会で決定する。
- ②総会は事業計画及び報告、予算、決算、役員の選出、規約の改廃、その他重要事項を付議する。
- ③総会は役員及び代議員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席代議員の過半数によって決する。

## 第10条 幹事会

- ①幹事会は会計監査を除く役員をもって構成し、適宜開催する。
- ②幹事会は総会の決定事項の業務執行にあたる。

## 第11条 役員

未来をつくる会に次の役員を置く。

代表	1名
副代表	若干名
事務局長	1名
幹事	若干名
会計責任者	1名
会計職務代行者	1名
会計監査	2名

## 第12条 役員の選出と任期

- ①役員は総会において選出し、任期2年とする。ただし、役員に欠員が生じたときは幹事会で補充することができる。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ②会計監査の任期は最大2期4年とし、それ以降の再選任はしない。

## 第13条 会計

- ①未来をつくる会の収入は、会費、寄附金、その他の収入をもって充てる。
- ②未来をつくる会会費については年間一口2,000円とする。

第 14 条 会計年度

未来をつくる会の会計年度は、1月1日より12月31日までとする。  
なお、入会初年度の会費は、入会年度の12月31日までとする。

第 15 条 会計監査

未来をつくる会の会計監査は、会計年度終了後速やかに行う。

第 16 条 施行期日

本規約は、2018年8月27日より施行する。

附 則 規約改定（第6条入会 第7条退会）2020年3月24日施行

(様式3)

## 支出伝票

債務確定日(※)	令和5年3月31日	整理番号	8	
科目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使途及び内容等	令和4年度 松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期分			
金額	3,000 円	按分率	100 %	
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和4年10月14日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

### 領収書

令和4年10月14日

上杉昌弘様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円也

但し、令和4年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

## (名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力  
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

## (組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

## (役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

## (役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

## (役員任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

## (役員任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認められた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。